

日常生活品費について再度、担当課と整理 「平成17年10月改定関係Q&A：問37」に変更なし “都道府県担当官は厚生労働省老健課長に直接照会を”と鈴木老健課長

「解釈の変更はないこと」を改めて確認

施設が利用者から徴収する「日常生活品費」は、介護保険施行直前の平成12年3月30日に出された「老企第54号（厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」によって規定されたが、その設定と徴収方法について記した通知の文言の解釈が都道府県によって大きく異なり、結果として都道府県が行う指導にばらつきが見られ、現場の混乱を招いていた。

そこで全老健は厚生省担当課と数次にわたる協議を行い、結果、平成17年9月、老健局は、①日常生活品費の費用を設定するにあたっては「原価積算を求めているわけではない」こと、②その範囲や方法については「居住費・食費以外の日常生活にかかる費用や教養娯楽にかかる費用を利用者から求めることは可能」で、それは「利用者との相対契約である」と明示したQ&Aを発出した。これにより、日常生活品費の解釈をめぐる問題は一応の解決をみたはずであった。

しかし、その後も複数の支部から、「実地指導で積算根拠の提示・提出を求められた」、「指導担当者は石鹸、シャンプー、おしぼり等は介護報酬に組み込まれているとの見解のようで、品目を見直すようにとの指導があった」との報告や問い合わせが寄せられてきた。

そこで、川合会長は本年11月6日、厚生省の鈴木康裕老健課長と面談し、老健施設の日常生活品費の取り扱いについて整理を求めたところ、「老健施設においては、日常生活品費とは従来よりタオルやシャンプー等を含むもので、平成12年当時より、これらについては料金設定について利用者に説明し、同意を得た上で相対契約により徴収するという事となっており、解釈が変わったわけ

ではない。もしも都道府県の解釈が異なるようであれば、当該担当官が直接老健課長あてに照会されたい」旨の回答を得たので、ここでご報告する。

日常生活品費をめぐるこれまでの経緯

介護保険実施前より、老健施設ではタオルや石鹸など、日常生活に要する費用の実費相当額を「利用料」として利用者・家族から徴収していた。そして、そのときには特に大きな問題は発生していなかった。

ところが、平成12年4月に介護保険制度が実施されるにあたり、同年3月30日付で、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（老企第54号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」が発出され、「『その他の日常生活品費』の受領は、実費相当額の範囲内で行われるべきであること」、「すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない」とされたことから、実費相当額の範囲の解釈をめぐる、一部では「日用品について料金の徴収が不可になった」との混乱を招くこととなったのである。

この通知の本意は、「実費相当額の内容について無条件に利用者から徴収するのではなく、利用者に対する説明と同意取得の義務を施設側に課したものである」とあり、旧制度による日常生活品費の徴収を否定したものではない。しかしながら、介護保険前は「措置費」として入所者の生活費全般について給付がなされていた特別養護老人ホーム（措置施設）と、食費や日常生活に要する費用は利用料として利用者が負担することとされていた老人保健施設（契約施設）の日常生活品費を同じ通知のもとに整理しようとしたために、「措置」と「契約」の概念が混同され、誤解が生じたもの

と推測される。

そこで、全老健は厚生省担当課（当時）と協議を重ね、日常生活品費については「その内容が特に変更されたわけではなく、利用者に対する利用開始時のサービス内容の説明の中で利用料についても説明し、同意を得るという手続きについて明確化した」との合意を得るに至った（『その他の日常生活品費』の解釈について）平成12年4月7日 全老健第12-16号）。（機関誌『老健』平成12年5月号掲載）

なお、説明と同意の手続きについては、全老健において「利用開始時の約款（雛形）」、「利用者負担説明書（モデル様式）」を作成し、会員各位に提供している（<http://www.roken.or.jp/member/index.htm>「書式集」に掲載）が、このなかにも「日常生活品費」として「石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます」と明記している。この雛形およびモデル様式作成にあたっては、厚生省担当課にもご確認いただいている。

全老健では、本件について、さらに機関誌『老健』平成12年11月号において「老企第54号の趣旨もおむつ代と食費以外は、介護保険によって利用料を徴収できる範囲が変わったわけではない」「施設側が決まった額を一方的に徴収するのではなく、サービス開始にあたり、利用者に対して『施設で用意するタオルやシャンプーなど日用品の費用が、入所にあたって1日当たりいくらかかる』ということを利用者にご理解・同意をしていただいた上で徴収するのであれば、結果的に皆様から同じ金額を徴収することになったとしても、それは画一的な徴収には当たらない」という厚生省老人保健課眞鍋介護報酬専門官と全老健山田医療経済委員長（どちらも当時）の対談を紹介したところである。

しかし、これ以降も、一部の都道府県において「日常生活品費等の利用料の設定においては個別

具体的な項目の原価の積算により算出したものでなければ認めない」との指導がなされることがあり、そのたびに厚労省担当課に見解を求めるといったことが続いていた。

平成17年10月の介護報酬改定で食費・居住費が保険給付から外され、利用者の個人負担となったことから、施設利用における食費・居住費が利用料としての取り扱いとなり、その設定方法について「原価積算」の縛りをしないことが、同年9月7日に開催された全国介護保険指定基準・監査担当者会議で公式に表明されたが、このとき出された「平成17年10月改定関係Q&A」の問37において、「日常生活品費における『実費相当額』についても同様である」と明記された（機関誌『老健』平成17年10月号、11月号）。

以上の経緯で、老企54号に端を発した「日常生活品費の範囲と設定に関する問題」は整理されたはずであった。しかし、全老健が平成18年12月に各都道府県支部あてに実施した調査によると、「平成17年10月改定以降、日常生活品費等利用料設定に関する指導で、（平成17年10月改定関係Q&Aの）見解どおりに指導等が実施されていますか？」との問いに対して、約2割が「異なる指導を受けたとの情報・相談を受けたことがある」と回答している。

一つのことについて都道府県によって解釈や指導のあり方が異なるということは、適正な事業運営のためには決してよいことではないし、これが利用料の徴収ということであれば、最終的には利用者が混乱することになる。

そこで、この問題について早期に整理するため、今回の川合会長の老健課長訪問となったわけであるが、各支部におかれては、この問題について都道府県の当該担当者が見解が異なるときは、本誌により、厚生省に直接照会いただくよう、働きかけることをお勧めする。

（社団法人全国老人保健施設協会事務局）